

岩手県企業局告示第1号

企業局長が所管する出資法人の情報公開に関する要綱（平成13年岩手県企業局告示第3号）の一部を次のように改正し、平成20年12月1日から施行する。

平成20年11月21日

岩手県企業局長 千葉 勇 人

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施団体 財団法人岩手県電気技術振興協会をいう。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施団体 財団法人岩手県電気技術振興協会 <u>(平成元年3月31日に財団法人岩手県電気技術振興協会という名称で設立された法人をいう。)</u> をいう。</p> <p>(2) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	